

課税標準の特例の適用を受ける償却資産(わがまち特例)

下表に掲げるような資産を新たに取得された場合、以下のような申告により軽減措置が適用されます。

- ①「償却資産申告書」・・・10課税標準額の特例欄を「有」とする。
- ②「種類別明細書」・・・具体的に資産を記載し、右欄の特例欄等にて特例資産とわかるように記載する。
- ③次表備考に記載されている必要書類を添付する。
- ④「固定資産税(償却資産)の課税標準額の特例届出書」

特例対象資産		地方税法附則 第15条	取得時期	特例率	備 考 (申告時に必要な添付書類等)	
公害防止用設備	汚水又は廃液処理施設	第2項第1号	R6.4.1～ R8.3.31	1／2	それぞれの規定に応じた設置届出書や事業許可 証、証明書等の写し (該当設備であることがわかるもの)	
	下水道除害施設	第2項第5号	R6.4.1～ R8.3.31	4／5		
浸水防止用設備		第28項	H29.4.1～ R8.3.31	取得後 5年 2／3	※新設、増設のみ(更新は除く)	
電気事業者による 再生可能エネルギー 電気の調達に関する 特別措置法に規定 する認定発電設備	太陽光発電設備 (1,000kw未満)	第25項第1号イ	R6.4.1～ R8.3.31	取得後 3年 2／3	・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金 交付決定通知書の写し ・認定発電設備の出力規模(出力キロワット数)が わかる書類	
	太陽光発電設備 (1,000kw以上)	第25項第3号イ	R6.4.1～ R8.3.31	取得後 3年 3／4		
	【太陽光発電設備について】 出力が10キロワット以上の太陽光発電設備は申告が必要です。屋根と一体となった建材型太陽光発電は 家屋と一体のため、申告の必要はありません。					
	風力発電設備 (20kw未満)	第25項第3号ロ	R6.4.1～ R8.3.31	取得後 3年 3／4	・再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の 写し ・電気事業者との特定契約書の写し	
	風力発電設備 (20kw以上)	第25項第1号ロ	R6.4.1～ R8.3.31	取得後 3年 2／3		
	水力発電設備 (5,000kw未満)	第25項第4号イ	R6.4.1～ R8.3.31	取得後 3年 1／2		
	水力発電設備 (5,000kw以上)	第25項第3号ハ	R6.4.1～ R8.3.31	取得後 3年 3／4		
	地熱発電設備 (1,000kw未満)	第25項第1号ハ	R6.4.1～ R8.3.31	取得後 3年 2／3		
	地熱発電設備 (1,000kw以上)	第25項第4号ロ	R6.4.1～ R8.3.31	取得後 3年 1／2		
	バイオマス発電設備 (1万kw未満)	第25項第4号ハ	R6.4.1～ R8.3.31	取得後 3年 1／2		
	バイオマス発電設備 (1万kw以上2万kw未満)	第25項第1号ニ	R6.4.1～ R8.3.31	取得後 3年 2／3		
	木竹バイオマス発電設備 (1万kw以上2万kw未満)	第25項第2号	R6.4.1～ R8.3.31	取得後 3年 6／7		
先端設備等導入計画の 認定を受けた中小事業者 等が取得した先端設備等 ※小矢部市の『先端設備 等導入計画』の申請先は 商工観光課です。	機械装置、工具、器具、備 品並びに建物付属設備 (賃上げ表明なし)	第44項	R5.4.1～ R7.3.31	取得後 3年 1／2	・先端設備導入計画の申請書の写し ・先端設備導入計画の認定書の写し ・認定経営革新等支援機関が発行する投資計画 に関する確認書 ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書 類	
	機械装置、工具、器具、備 品並びに建物付属設備 (賃上げ表明あり)		R5.4.1～ R6.3.31	取得後 5年 1／3		・リース契約書の写し(※) ・公益社団法人リース事業協会が 確認した固定資産税軽減計算書 の写し(※) ※リース会社が申告する場合
	機械装置、工具、器具、備 品並びに建物付属設備 (賃上げ表明あり)		R6.4.1～ R7.3.31	取得後 4年 1／3		

上記以外にも特例適用の対象となる資産があります。また、地方税法の改正により、その対象が変更されることがあります。

経営力向上計画の詳細については、中小企業庁のホームページ(<https://www.chusho.meti.go.jp/>)をご覧ください。